

**要望事項 (優先順位 1)**

叡山電鉄二ノ瀬駅から北200メートル間の西側山林斜面の岩盤露出と崩壊について

**要 旨**

叡山電鉄二ノ瀬駅から北へ200メートルの間の西側山林斜面に岩盤が4か所露出しており、崩壊が進行しています。

崩落すると走行中の車両及び軌道下にある人家を直撃する可能性が大きく、そのようなことが発生すると、甚大な被害が発生すると思われま

す。当山林は私有地ではありますが、個人で対応できる規模の事案ではないと思われま

す。対処の方法を御指導ください。  
添付写真のように当岩盤は叡山電鉄の軌道敷から数十メートルの斜面にあり、崩落すると軌道敷まで達するものと思われま

す。岩盤の亀裂に染み入った水が凍結するなどして、徐々に崩壊する可能性も高く、すでに一部は崩落して斜面に溜まった状態になっています。強い地震でも起こりますと、露出した岩盤ともに崩落する可能性は大

きいと思われま

す。そのような事故が起こる前に対処できればと思いますが、個人で行える規模ではありません。対処する良い方法を御指導ください。

**回 答**

**(産業観光局)**

山腹崩壊等の予防対策としては、治山事業があります。

京都市が対応できるものは、京都府補助金を受けて市が実施する小規模治山事業がありますが、事業費の範囲(100万円以上800万円未満)、府補助金の確保、地元負担の了解(事業費の25%)、保全対象の有無等の条件がありますので、林業振興課に御相談ください。

**(京都府)**

災害対策として、京都府が実施する「治山事業」は、保安林内での実施に限られています。この森林は、保安林に指定されていないので、治山事業を実施することはできません。

京都府からの補助金により、災害対策として市町村が実施する「小規模治山事業」は保安林以外でも実施が可能です。ただし、1ヶ所あたりの事業費に上限がありますので、実施に向けては京都市林業振興課に御相談ください。

懸念されている岩盤崩壊の直接保全対象は、叡山電鉄と考えられます。

鉄道事業法(第18条の2)に基づき、鉄道事業者は輸送の安全性向上に努める義務があり、鉄道事業者が実施する安全施設の整備に対する国の支援もあります。

叡山電鉄に落石防止設備の設置等を相談されるのも1つの選択肢と考えられます。